

環境アセスメント検定
入門編②
(正解・解説)

2019年 5月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会

<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

【正解】入門編②

問題	正解	解説・出典
問 1	×	「予防原則」は環境基本法でなく、環境基本計画に含まれる。「原因者負担」は法37条、「受益者負担」は法38条、「未然防止」は法4条に示されている。 出典：環境基本法、平成29年度「環境アセスメント士」共通基礎問題
問 2	×	第15条は環境基本計画、第20条が環境影響評価法について示されている。 出典：環境基本法
問 3	×	生物多様性国家戦略は、「環境基本法」でなく「生物多様性基本法」に基づき作成されている。
問 4	×	環境影響評価法第8条（環境配慮書）には公告・縦覧がない
問 5	×	「事業者の責務」でなく「国等の責務」の記載がある。
問 6	×	環境アセスメントの結果は、事業実施の許認可等に反映されるものであって、各種環境法令に基づく許認可とは直接は関係ない。
問 7	×	法に基づくアセスを実施している事業について、条例に基づくアセスを義務付けることはできないが、法アセスを実施しないものについては、第二種事業であってもこの限りではない。
問 8	○	出典：環境アセスメント 技術指針ってな～に？「技術指針かしこい使い方」p7項目選定のポイント

問題	正解	解説・出典
問 9	×	影響の予測・評価などにおいて必要な精度が得られれば、既存資料の整理・解析だけでも十分である。
問10	×	出典：環境アセスメントにおける調査ってな～に？
問11	○	環境影響評価の基準や指針に関する基本的事項では、項目や手法の他、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針も含め公表することを求めている。
問12	○	年間での変動が特に大きい項目については、一年以上、連続的に実施する。 出典：環境アセスメントにおける調査ってな～に？
問13	×	有害物質には、塩素および塩化水素、フッ素、フッ化水素およびフッ化珪素ならびに鉛およびその化合物も含まれる。 出典：EICネット
問14	×	最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として。 出典：EICネット、環境省ホームページ
問15	○	出典 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 p100～103

【正解】入門編②

問題	正解	解説・出典
問16	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 p168
問17	×	本川や支川との合流点など、影響を受けやすい地点・地域を考慮して設定する 出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 p161～162
問18	○	出典：大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 (社)日本環境アセスメント協会 p163～64
問19	○	出典 EICネット
問20	×	EU指令とは、加盟国に対してある目的を達成することを求めるものの、その方法までは定めていないような法の形態であり、条約ではない。
問21	○	廃棄物処理施設は、アセス法の対象事業に含まれていない。(廃棄物最終処分場のみ)
問22	○	出典 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷 環境アセスメント技術ガイド、環境省、2017 p14～15

問題	正解	解説・出典
問23	×	説明は気候変動枠組条約。POPs条約とは残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約という。2001年5月採択、2004年5月に発効した。2010年5月末現在、日本を含む170ヶ国及び欧州連合(EU)がこの条約を締結している。 出典：EICネット
問24	○	出典：環境アセスメント実務テキスト、生活環境、平成19年
問25	○	出典：東京都環境影響評価技術指針p176～177
問26	○	出典：生物の多様性・自然との触れ合い、環境省 2017, P34～36
問27	×	歴史的風土保存地区は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法で指定されている 出典：生物の多様性・自然との触れ合い、環境省 2017, P34～36
問28	○	出典：生物の多様性・自然との触れ合い、環境省 2017, P34～36

【正解】入門編②

問題	正解	解説・出典
問29	○	出典：生物の多様性・自然との触れ合い、環境省 2017, P34～36
問30	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 P31
問31	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 P31
問32	○	出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問33	○	出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問34	○	出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問35	×	国土交通省ではなく、各都道府県 出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問36	○	出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問37	○	出典：環境アセスメント実務研修テキスト 平成19年 II, 4-P15
問38	○	出典：環境省ホームページ、環境基本法の概要
問39	○	出典：平成19年度実務研修会テキストⅡ/自然環境, 4章 p 18-22, 5章 p 9-30

問題	正解	解説・出典
問40	×	出典：平成19年度実務研修会テキストⅡ/自然環境, p4-8
問41	○	出典：平成19年度実務研修会テキストⅡ/自然環境, p4-8
問42	×	本州に→東北地方南部から九州地方まで分布 出典：EICネット
問43	○	出典：EICネット
問44	○	出典：EICネット
問45	○	出典：EICネット
問46	○	出典：EICネット
問47	○	出典：EICネット
問48	○	出典：環境省ホームページ
問49	○	出典：EICネット
問50	○	出典：EICネット